

第77号 (発行日)平成29年12月22日 (発行)香川県農業再生協議会水田部会 (事務局)香川県農業協同組合中央会

# 主食用米の「生産の目安」を決定しました

#### 全国の需給見通し

全国の需給見通しは、需要量が毎年減少しているものの、民間在庫量や需要量見通しから全国の平成30年産主食用米の生産量として、735万トンが示されました(前年の生産数量目標と同じ)。

#### 香川県における「生産の目安」

これまで国から配分されていた生産数量目標に代わり、全国の需給見通しや県産米の需要動向、 販売戦略を踏まえ、本県における今後の水稲生産の方向性を定めた「水稲の生産振興方針」とあわ せ、県全体及びJAの地区営農センター単位の主食用米の「生産の目安」を次のとおり県農業再生 協議会で決定しました。この「生産の日安」を参考に、県産米の需要に応じた生産をお願いします。

#### 平成30年産の主食用米の「生産の目安」

※()の数値は生産数量目標

県全体・地区営農 C (市町)		生産の目安		【参考】 平成29年産(9月末現在)		【参考】 平成28年産(実績)	
		面積 (ヘクタール)	生産量換算値	面積 (ヘクタール)	生産量換算値	面積 (ヘクタール)	生産量換算値
		13,800	68,448	*(13,776)	(68,744)	(13,932)	(69,492)
	·····································	13,000	00,440	12,800	62,000	13,200	67,100
大	川(さぬき市、東かがわ市)	2,115	10,490	1,924	9,130	1,935	9,860
中	央(高松市、三木町、直島町)	3,611	17,911	3,362	16,443	3,511	18,030
小	豆(土庄町、小豆島町)	100	496	96	466	104	511
綾	坂(坂出市、宇多津町、綾川町)	1,600	7,936	1,494	7,140	1,560	7,811
仲	多度(丸亀市、善通寺市、琴平町、 多度津町、まんのう町)	3,395	16,839	3,158	15,249	3,204	16,376
三	豊(三豊市、観音寺市)	2,311	11,463	2,146	10,653	2,233	11,479
豊	南(観音寺市)	668	3,313	620	2,918	653	3,071

注)平成30年産の「生産の目安」の生産量換算値(トン)は、全て県の平年収量496kg/10aにより算定。 【参考】の平成28年産及び29年産は、農業共済引受面積を基に農業生産流通課で換算した数値。 なお、県全体の数字は、四捨五入等により各地区営農センターの合計と一致しない場合がある。



- ●主食用米の「生産の目安」、「水稲の生産振興方針」の概要・・・・・1~2P
- ●平成29年度産地交付金の助成単価の見直し、収入保険制度·····3~4P

## 「水稲の生産振興方針」の概要

本県の主食用米は需要量の減少を超えて、大きく作付面積が減少しており、産地としての生産量の確保や水田の維持が懸念される状況です。

そのため県農業再生協議会では、主食用米の「生産の目安」を県全体・ JA地区営農センター単位で提示するとともに、県産米の需要動向や販 売戦略を踏まえ、今後の水稲生産、水田の有効活用による水田農業の振 興に向けた方針を作成しました。



- ◎より一層の売れる米づくりとともに、国内外の需要に的確に対応した生産・供給を図る ため、以下の2点を重点的に取り組む。
- 「おいでまい」の戦略的な生産拡大 ・ 多収品種の導入等による業務用米の生産拡大

## 主食用米

#### ○家庭用

供給先等:スーパー、量販店、産直市、自家消費、縁故米

「おいでまい」:県民米、ブランド米として高品質・良食味を維持した生産拡大

「コシヒカリ」:多収品種へ転換等による生産調整、二毛作の推進

#### ○業務用

供給先等:外食(レストラン、飲食店)、中食(弁当、冷凍米飯)、学校給食

「ヒノヒカリ」:京阪神向けの安定的な販路確保のための生産維持

「おいでまい」: 県内外の学校給食向け等に対応した生産 ※低コスト生産のため、新たな主食用多収品種を導入

#### 将来の品種別生産イメージ

※矢印は将来的な生産の方向性を示す

コシヒカリ









# 家庭用と業務用のバランスの取れた生産による県産米の有利販売

◇コメの輸出は、将来を見据えて、今後の需要動向の変化に対応した新たな需要開拓などの 観点から取り組む。

# 非主食用米(飼料用米、WCS用稲、加工用米など)

○需要に応じた生産を進めるとともに、水田の有効利用を図るため、 安定生産に取り組む。

# 追加配分に伴う

# 平成29年度の産地交付金の助成単価の見直し

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組みを支援するもので、 国からの配分の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。



# 香川県における産地交付金の活用方法について

#### 活用方法の基本的な考え方

- ①水田の有効利用や収益性の向上を踏まえ、主な活用方法は県域で設定。
  - ・飼料用米などの「多収品種」や小麦「さぬきの夢」等、戦略作物の生産拡大
  - ・「麦の二毛作」や「資源循環の耕畜連携」の取組みの支援
  - ・収益力の向上のため、野菜等の高収益作物への転換の支援
- ②地域の実情に即した地域特産物の生産に配慮して、資金枠の一部を地域へ配分。

平成29年度の産地交付金については、当初1回目の配分額として8割が交付されていましたが、今回、2回目の配分が行われました。2回目の配分により、上限単価を設けていた品目については、全て当初額から上限単価(赤字の金額)に見直します。

#### 具体的な使途

		<b>主 な 内 容</b> (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)	<b>29年度の交付単価</b> (10a当たり)	
多		需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)の面積に加算 動乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組むことが必要です。)	9,000円	
多様な水稲		ミ(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米に 引んだ面積に加算	<b>14,000</b> 円 ←当初10,500円	
の生産拡		<ul><li>(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び</li><li>月米の多収品種に取り組んだ面積に加算</li></ul>	18,000 <sub>円</sub>	
大		月米の面積に対して加算 日乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組むことが必要です。)	<b>12,000</b> 円 ←当初9,000円	
	担い引対して	=(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面 「加算 (※畑地の場合は、産地交付金の対象から除外。)	<b>3,500</b> 円 ←当初2,500円	
麦・大		さらに法人格を有する場合は加算	<b>+2,000</b> 円 ←当初+1,500円	
大豆の生		さらに「さぬきの夢2009」を作付した場合は加算		<b>+2,500</b> <sub>円</sub>
生産振興		三(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)等が「二毛作」で作付 回積に対して加算 (※畑地の場合は、産地交付金の対象から除外。)	<b>15,000</b> 円 ←当初11,000円	
		手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした大豆の配加算 (※畑地の場合は、産地交付金の対象から除外。)	<b>12,000</b> 円 ←当初9,000円	

	<b>主 な</b> (※いずれも、販売目的で作作	<b>29年度の交付単価</b> (10a当たり)	
		レタス、ブロッコリー、アスパラガス	10,000円 ←当初8,000円
	主要な園芸品目の作付面積に 対して助成 (※助成は、転作作物(基幹)のみで、2回以上 作付けしても1回限りの交付です。)	青ネギ、イチゴ、キュウリ	<b>8,000</b> 円 ←当初6,500円
		トムト	<b>6,000</b> 円 ←当初5,000円
		ニンニク	<b>5,000</b> 円 ←当初4,000円
生産振		タマネギ	3,000円 ←当初2,500円
興	地域協議会が選定した地域特産物等の 詳細は、各地域協議会にご確認ください	地域毎に設定	
	そば、なたねの作付面積に対して助成 (※排水対策を実施することが必要です。)	基幹作	20,000ฅ
その	農業者の主体的な経営判断により、生産数 を減産し、加工用米、新規需要米、小麦(29年 (※当初に取組申請書を提出することが必要です	5,000円	
その他	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規京携」の取組面積に対して助成(※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい別議会のでは、別議会の確認ください	13,000円 ←当初10,000円	

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

## ※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。





# お米情報4

# 平成30年産から 温流 米政策が見直されます

Q

30年産からの 新しい米政策で、 稲作は、何が、 どう変わるの?



A

・行政からの主食用米の生産数量目標の配分がなくない、新しく「生産の 目安」が示されます。

農家の皆さんは、自主的な判断により、水稲を作ることになります。

・また、米の直接支払交付金(7,500円/10a) はなくなります。



Q

主食用米の「生産の目安」って、 なに? その目安は守らな ければならないの?



A

・主食用米の「生産の目安」はこれまでの「生産数量目標」に代わり、需要に応じた生産を進める指標となるものです【1P参照】。

・「生産の目安」は、JA地区営農センター単位で示され、主食用米の面積と生産量が示されます。

・「生産の目安」に強制 力はなく、個人ごとにも 示されませんが、農家の 皆さんは、前年の作付 実績や「生産の目安」を 参考に、需要に応じた 作付をお願いします。



Q

主食用米を作りすぎて値くずれし、さらに収入が減るのは困るなぁ~。



・本県の場合は、主食用米の作付が県産米の需要量の減少を上回って減少しており、産地としての生産量の確保や水田の維持が難しい状況になっています。

・そのため、主食用米の生産の確保が必要です。 「生産の目安」を目標に、 ぜひ、主食用米の作付を お願いします。





稲作だけでは、儲からない中で、これからの稲作、水田農業をどう経営していけばいいの?



A

・今後、主食用米に飼料用米、麦・大豆、 園芸作物などを組み合わせて、収益向 上による経営の安定化に取り組むこと が重要です。

・なお、麦や飼料用米などの振興品目には、引き続き水田活用の直接支払交付金による支援が実施されます。

・また、米の需給見通し を始め、水田農業の振興 施策などの情報提供も、 引き続き実施されます。



Q

米の生産数量目標の配分や直接支払交付金(7,500円/10a)がなくなるけど、営農計画書は出さなければならないの?



・営農計画書は、水田を活用する作物の基礎資料として重要です。また、水田活用の直接支払交付金等の申請に必要で、水稲共済の加入申請書も兼ねています。

・本年もこれまでどおり、営農計画書

をお配りしますので、水田で水稲など作物を栽培している農家の皆さんは、引き続き営農計画書の提出をお願いします。





#### 内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課 香川県農業協同組合 営農部農産販売課 香川県 農政水産部農業生産流通課 香川県農業再生協議会ホームページ TEL: 087-825-2503 TEL: 087-818-4109 TEL: 087-832-3418 http://www.kagawa-saiseikyo.jp/